

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

23年度予算額（案） 62.0億円

目的・意義

地球温暖化対策技術の開発及び実用化は、温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成、経済と環境との両立による国際競争力の維持・向上、雇用を創出する新産業としての育成といった観点から極めて重要です。

本事業では早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究を募集します。

事業内容

○対象分野について

地球温暖化対策技術開発等事業では、以下の分野の技術開発・実証研究を募集し、各分野ごとに外部専門家からなる評価委員会において評価した上で、競争的環境の下、選定・採択します。

- ①交通低炭素化技術開発分野
- ②住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野
- ③エネルギー供給低炭素化技術開発分野
(当面、バイオマスを除く再生可能エネルギー等を中心に推進する)
- ④バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野
(我が国の社会状況に適合するものであり、かつ温室効果ガス削減率が50%以上と想定されるものに限る)

○領域について

地球温暖化対策技術開発等事業では、以下の3領域に分けて募集します。

<領域Ⅰ>グリーンイノベーション推進実証研究領域【委託】

先端的技術によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究を行う取組を募集します。

<領域Ⅱ>再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域【委託】

再生可能エネルギーの導入加速に当たって指摘されている自然環境及び生活環境への悪影響の克服に関する技術開発を募集します。

<領域Ⅲ>地球温暖化対策技術開発領域【委託・補助】

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち現状の取組が不足している技術の開発を募集します。

委託・補助内容

1. 対象者：民間企業、公的研究機関、大学等

2. 対象事業：エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術の開発・実証研究

※非エネルギー起源の二酸化炭素、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出抑制に関する開発・実証研究や、森林などの吸収源に関する技術の開発、排出した後の二酸化炭素の吸収に関する開発・実証研究、海外で行う開発・実証研究等は対象外です。

3. 負担割合：

委託事業：(1/1)

補助事業：総事業費の1/2を上限に補助

4. 事業費の目安：

領域Ⅰ・Ⅱ 5,000万円～5億円程度

領域Ⅲ・委託 3,000万円～2億円程度

領域Ⅲ・補助 3,000万円～2億円（補助金交付額として）